

入札参加資格制限措置の概要

1. 対象業者の商号又は名称（代表者名）及び住所

商号又は名称（代表者名）	有限会社三瓶組（代表取締役 三瓶 二郎）
	法人番号 9380002030024
住 所	福島県双葉郡川内村大字下川内字田ノ入 9 1－4 9

2. 措置期間

令和 7 年 10 月 27 日 ～ 令和 7 年 11 月 26 日（ 1か月 ）

3. 事実概要

令和 7 年 7 月 9 日、当該人が田中・三瓶特定建設工事共同企業体の構成員として施工中の相双建設事務所発注「道路橋りょう整備（再復）工事（道路改良）」（第24-41370-0202号）において、防護柵の支柱をダウンザホールハンマ工法のアースオーガドリルで削孔している際、埋設されていた通信ケーブルに接触し切断した。

この事故では、埋設物の調査を怠るなど、安全管理の措置が不適切であったと判断される。

4. 措置理由

上記のことが、本県建設工事等入札参加資格制限措置要綱別表第 1 の 5（安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故）に該当するため。

【入札参加資格制限措置要綱別表第 1 の 5】

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) 5 県発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から 1 か月以上 6 か月以内

問い合わせ先

福島県総務部入札監理課
福島県福島市杉妻町 2－1 6
(電話) 0 2 4－5 2 1－7 8 9 9